

平成 年 月 日

日本映像ソフト制作・販売倫理機構 殿

会社名

所在地

代表者

社印及び
代表者印

誓 約 書

日本映像ソフト制作・販売倫理機構に加入するに当たり、次のことを誓約します。これに反した場合は、本機構定款第10条第2項による処分を甘受し、一切の異議申し立てはいたしません。

記

- 1 アダルト映像の出演者は20歳以上とし、年齢の確認は、運転免許証又はマイナンバーカード等客観的に証明できるものによって確実に行うとともに、その結果に対して責任を負うこと。
- 2 出演契約の締結は、事前に、撮影の目的、内容等を十分に説明した上、出演者の任意かつ自由な意思の下で行うこと。
- 3 出演契約の締結に際しては、出演者の意思によって撮影に関して条件を付することができることを説明した上、契約書にその旨を記載すること。
- 4 出演契約締結後から撮影が終了するまでの間に、出演者から契約を解除したい旨の申し出があった場合は、原則として条件を付することなくこれに応じること。
- 5 出演者との契約を解除する場合、出演者個人に対しては一切の債務の存在を主張しないこと。
- 6 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者その他の反社会的勢力と取引をし、又は交際するなどの不適切な関係を持たないこと。
- 7 その他、本機構の定款、規程、要綱、細則及び倫理基準等の規定に反する行為をしないこと。

以 上